## 福島市介護保険条例(平成12年条例第18号)の一部を改正する条例

1. 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員並びに指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業所の指定に関する基準について(第15条の2、第15条の3)

内容 法・条例等 改正の目的 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成23年6月15日に制定 されたことにより、介護保険法の所要の改正が行われ、事業者の指定に関する一部の基準を条例により 制定することとなったため、所要の改正を行う。施行:公布の日 ◆指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員について (第 15 条の 2) 法第78条の2第1項 旧「入所定員が29人以下であるもの」 新「入所定員が29人以下であって市町村の条例で定める数であるもの」 ⇒条例で29人と規定する。 ◆指定地域密着型サービス事業を行う者及び指定地域密着型介護予防サー 法第78条の2第4.5項 ビス事業を行う者の指定を、市が行えない要件について (第15条の3) 法第115条の12第2,3項 法施行規則第131条の10 旧「申請者が法人でないとき」  $\mathcal{O}2$ 新「申請者が市町村の条例で定める者でないとき」 法施行規則第140条の27 ⇒条例で法人と規定する。 **の2**